

## 生駒市条例第 27 号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 24 日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成 2 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部の項第 5 号中「交通政策」を「交通安全」に改め、同項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 2 条地域活力創生部の項中第 4 号を削り、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 情報化の推進に関すること。

(3) 低炭素まちづくり及び SDGs 未来都市の推進に関すること。

第 2 条建設部の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 公共交通に関すること。

### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。